

医京

No.2223

令和4年6月15日

報都

毎月2回（1日・15日）発行 購読料・年6,000円

6.15
2022
June

KYOTO

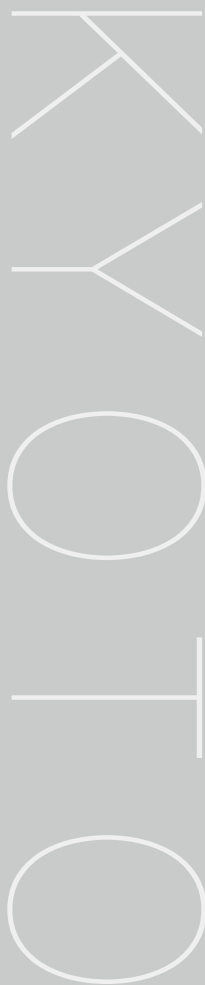
理事解説 百考千思

「医療事故調査と Just culture」

令和4年度第1回 地区会長・感染症対策・
予防接種担当理事連絡協議会を開催

目 次

- 2 理事解説
 - 4 第1回 地区会長・感染症対策・予防接種担当理事連絡協議会
 - 7 第48回京都医学会（ハイブリッド開催）の演題募集について
 - 8 地区庶務担当理事連絡協議会
 - 10 勤務医通信
 - 12 医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ
 - 13 京都医学史研究会 医学史コーナー
 - 15 京都府医師婦人会
 - 18 会員消息
 - 18 理事会だより
-



付 録

■ 保険だより

- 1 ニコチン依存症管理料の取り扱いについて 提出期限は7月1日(金)／届出漏れにご注意を！
- 4 エムガルティ皮下注 120mg オートインジェクターおよび同皮下注 120mg シリンジの在宅自己注射について
- 5 国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正等にもなう診断書様式の改正について
7月1日から
- 6 2022 年度認知症短期集中リハビリテーション研修（医師対象）【Web による研修】の開催について
- 7 新型コロナウイルス検査に係るQ&Aについて
- 7 令和4年度労災診療費算定基準の一部改定にもなう自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取り扱いについて
- 7 被保険者証の無効通知について

■ 地域医療部通信

- 1 第1回 JMAT 京都研修会開催のご案内

■ 京都市（乙訓2市1町）病院群輪番編成表

■ 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター通信

- 1 第1回「総合診療力向上講座」（Web 講習会）開催のご案内

■ 介護保険ニュース

- 1 科学的介護情報システム（LIFE）に関するお問い合わせフォームの再開および今後の対応等について
-



京都府医師会医療安全担当理事 松村 由美

医療事故調査と Just culture

医療事故調査制度に関しまして、府医会員の先生方、特に、専門医会の先生方には、常日頃、外部委員を派遣いただくなど、制度の円滑な運営にご尽力いただき、大変お世話になっておりますことに感謝申し上げます。

最近の話題を交えながら、この制度を振り返ってみたいと思います。

1. Just culture と医療事故調査

医療事故は、ご存じのように過失の有無に限らず、医療に関連して患者に発生した予期しない有害事象のことをいいます（医療法に基づく調査制度では、死亡事例のみ）。過失という言葉からは、医療者個人のエラーを想定しがちですが、現在の複雑な医療では、様々な要因が互いに関係しており、表面的には、個人のエラーであるかのように見えても、実際には別のところで発生したあるできごとが、エラーを引き起こし、有害事象につながっていることがあります。システムエラーであるという考えが主流です。

安全を重視する文化（safety culture）という言葉が聞かれたことがあるでしょうか。これは、医療に限らず、航空業界、原子力業界などリスクと向き合う産業界では、重要であるとされている文化です。その中にはさらに4つの文化があり、そのひとつが Just culture（公正な文化、または、正義の文化）です。正義の文化と聞くと、悪いことをした人物は罰を受ける、という文化だと誤解する方がいるかもしれません。Just culture とは、「組織の中心的価値は安全である」という文化です。この文化の下では、医療者は、自身のエラーも含めて、安心して医療上のエラーを話すことができます。能力のある専門家でも間違えることがある、という考えが共有されており、失敗は恥ずかしいものではなく、失敗から学ばないことが恥ずかしいのだ、と考えられています。

医療事故調査は、Just culture の考えのもとで実施されます。個人の責任追及ではなく、システムの問題点を分析し、システムを改善するのが Just culture です。

府医は、医療事故調査に積極的に取り組んでいます。医療事故・調査支援センターの2021年 年報では、人口あたりの医療事故報告件数は、京都府は三重県と並んで全国一位です。

https://www.medsafe.or.jp/uploads/uploads/files/nenpou_r3_all.pdf

報告文化（reporting culture）と学習文化（learning culture）も安全文化に含まれています。公正な文化を合わせた3つの文化が、医療事故調査制度であると思います。

2. 無過失補償制度

2022年5月、日本弁護士連合会が医療事故調査制度の改善を求める意見書を国に提出したことはご存じでしょうか。

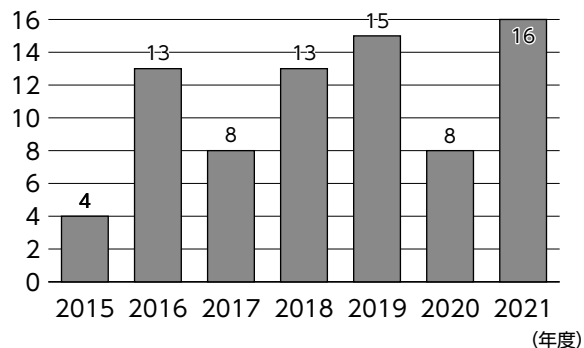
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220510_2.pdf

医療事故調査制度の対象となった事故について、無過失補償制度を創設すべきだ、という提言がなされています。この考え方もJust cultureの考えにつながります。安全を重んじて、報告して、学習した場合には、患者さんの被害は、損害賠償ではなく、無過失補償制度で救済されるのがよい、という考え方です。

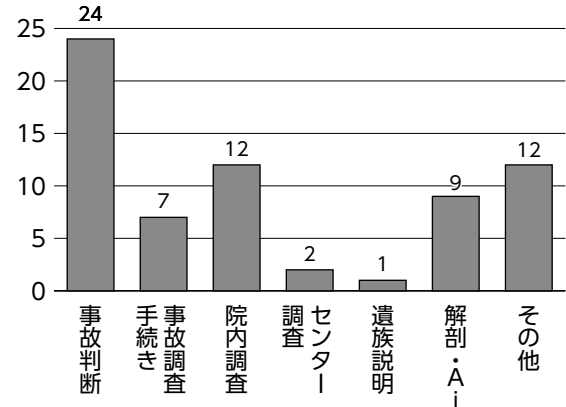
無過失補償制度によるモラルの低下を懸念する声もありますが、よりよい医療を実現して、全体の利益を最大化するためには、事例から学び、改善する仕組みが必要です。

医療事故調査制度は制度施行から7年目を迎えました。令和4年3月末時点で京都府全体では86件の報告事例があり、京都府医療事故調査支援団体連絡協議会で支援させていただいた件数は77件となっています。以下に京都府での状況をご報告いたします。

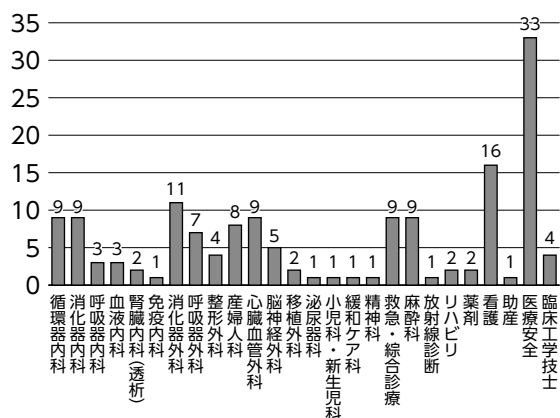
報告件数（総数：77件（病院：76件、診療所：1件））



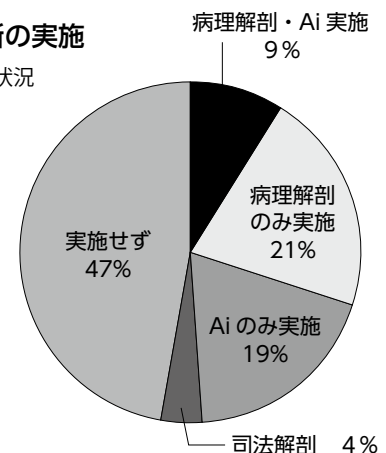
相談件数（総数：67件）



診療科別の外部委員派遣（延べ派遣人数：153名）



病理解剖、
死亡時画像診断の実施
病理解剖・Ai 実施状況



令和4年度第1回 地区会長・感染症対策・予防接種 担当理事連絡協議会を開催

5月25日(水)、府医会館からWeb会議の形式で開催し、353名の参加を得た。

1. 新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等における医療提供体制の構築について

角水府医理事より高齢者施設等におけるコロナ陽性者に対する訪問診療・健康観察等の協力について京都府から依頼があったことを報告。加えて、京都市からは自宅療養者に対する医療支援について協力依頼があったことを説明。高齢者施設等の医療提供体制については、京都府全域においても下記の事業が実施される予定である。

- ・施設内療養支援協力金の支給
- ・訪問診療等協力医療機関への協力金の支給
- ・往診コーディネートチームの設置
- ・看護師の確保、派遣
- ・施設内感染専門サポートチームの体制強化

京都市における自宅療養者等への速やかな医療支援については、自宅療養中に体調が悪化した場合や、かかりつけ医がいない場合、かかりつけ医の診療が不可能な場合についてのコーディネート体制を説明。また、訪問診療等体制拡充事業協力金についても概要を説明し、5月28日(土)に開催する京都在宅医療戦略会議にて京都府・京都市から説明がある旨を伝えた。

2. 京都府における新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)の全容とワクチンの配分について

京都府健康福祉部ワクチン接種対策室より厚労省提供資料を用いて説明がなされた。

4回目接種の目的は、感染予防、発症予防ではなく、重症化予防であり、対象者が①60歳以上

の方、②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方に限定されたと説明。使用ワクチンは、ファイザー社、モデルナ社を使用。3回目接種から5か月以上空けることを必要とし、5月25日より接種が開始される。令和4年5月末時点でノババックス、アストラゼネカ社製は使用不可となっている。

60歳未満の基礎疾患を有する方への接種券送付方法について、国が示す送付例を説明した上で、各市町村により送付方法は異なるが、府民に広く周知ができるように配布する予定であるとした。

ワクチンの配分については全配分量の約8割がモデルナ社製で配分され、ファイザー社製だけではすべての接種希望者に対応できないため、モデルナ社製での接種協力が求められた。接種ピークは7月・8月になる見込み。

若年層の3回目接種については、現在でも接種者数が伸びており、今後も引続き行政が集団接種会場での接種を継続し、接種者の増加を見込んでいる。

3. 京都市における新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)とワクチンの配分について

京都市保健福祉局医療衛生企画課新型コロナワクチン予防接種事業担当より説明がなされた。新型コロナワクチンの接種実施期間は国が定める「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」において、令和4年9月30日までとなっており、今回、新たに始まる4回目の接種対象者数は、5月に4,000人(推定)、6月に30,000人、7月・8月でピークを迎え、推定で

355,000 人が接種予定となっている。

京都市において、接種券は 5 月 31 日頃から手元に届く予定で、3 回目の様式と同様となっている。高齢者施設入所者は 6 月中旬から接種を予定しており、個別医療機関においては 6 月 20 日頃から接種が開始される予定。ワクチンの配分については主にモデルナ社ワクチンを用い、4 回目接種分を 6 月中旬から順次供給予定とし、希望量を上乗せする。ファイザー社ワクチンは上乗せは行わず発注方法、配送曜日も従来どおりの方法とする。

間違い接種については、接種間隔間違い、対象年齢の誤認などが増加しており、複数人での確認作業を行い、接種誤り発生防止に努めていただきたいと呼びかけた。

接種登録については引続き VRS での登録について協力を求めるとともに、入力支援を希望される医療機関に対しては京都市による入力支援を行うのでお申し出いただきたいとした。

<質疑応答>

①妊婦については重症化リスクが高いがハイリスク者リストに入っていない。市民への情報提供は医療機関が積極的にアナウンスすべきなのか？

⇒QA2. に重症化リスク対象者となっている。広報については速やかに検討する。

②喫煙・運動不足（肥満）については、日本では BMI：25 が治療対象となっているが。

⇒どこまで広げたらいいのか判りかねるが、総合的に判断しリスクがあると認められたら接種対象と判断される。記録に残しておいていただきたい。

③高齢者施設では誰が接種するのか？

⇒3 回目接種と同様、施設側と調整いただき、嘱託医・訪問診療を実施する医師等が接種。

④集団接種会場において身体不活動（運動不足）を理由として痩せている方の訴えがある場合に接種可能と認めないとトラブルになりかねない。

⇒QA を基にすると、現状では訴えがあれば断るのは難しいと思われる。不安と思われる部分の問診、生活習慣病の聞き取りを行っ

ていただきたい。

4. 武田社ワクチン ノババックスについて

京都府健康福祉部ワクチン接種対策室より説明。

①ノババックスワクチンについて

国内（武田薬品工業（株）光工場）で生産・流通される組換えタンパク質ワクチンで初回接種（1 回目・2 回目）と第 1 期追加接種（3 回目）で使用し、追加接種の場合は 6 ヶ月間隔で接種するよう注意が必要。4 回目接種は使用不可となっている。

発注については医療機関が必要量を V-SYS に直接入力し、国からの直送となる。交互相種にも対応可能。

②ノババックスワクチンの医療機関への配分について

第 3 クールからの発注が可能で 6 月 20 日、27 日の週以降の配送となるが全国でそれぞれ 200 万回分となる。

対象者はそれほど多くならない見込みであるが、府民からの問い合わせも日に数件あり、医療機関においては、希望者に対し接種の機会を設けていただきたい。

V-SYS の操作については、医療機関情報の欄でノババックスの取り扱いを登録すると市町村から承認が得られるので予め登録いただきたい。

5. 新型コロナワクチンの間違い接種について

禹府医理事より間違い接種について報告がなされた。特に小児（5～11 歳）についての接種誤りが全国的に多くみられ、府内では小児に対する成人用ワクチンの接種の報告が 19 件あり、中には 1 医療機関で同様の間違いが複数回起こった事例が見られたことや、接種間隔の間違いが府内で 2 件あったことを紹介した。ワクチン選択の誤りについてはキャップの色に留意し、小児用・成人用の区別をすることに加え、コロナワクチン以外のワクチンの同時接種はできない旨、注意喚起がなされた。

また、小児用ワクチンの希釈に際して、成人用

の希釈量である 1.8ml で希釈してしまい、吹きこぼれて廃棄となった事例も報告された。

かねてから、接種済みシリンジでの誤接種が頻回に起こっていることから、リキャップの禁止、トレーに戻さず廃棄ボックスへ廃棄する等、事故防止の対策を講じるよう呼びかけた。

ワクチンの保管についても小児用ファイザーは冷凍不可で冷蔵のみであることと、医療機関での保存期限が超えたものについては使用できないため、保管方法と保管可能期間を再度確認するよう依頼した。最終有効年月日まで使用できると勘違いされているケースが散見されるが、これは超冷凍で保管されていた場合の有効期限であり、医療機関に搬入されたら冷凍で 14 日間、その後、冷蔵で 30 日間であることを再確認するよう呼びかけた。

保管期限管理には配送時に配布される「情報提供シート」への記入を確実にを行い、管理することが重要であると説明した。

6. 欧州および米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生などについて

京都府健康福祉部健康対策課より情報提供がなされた。

＜小児の原因不明の急性肝炎＞

一部の症例でアデノウイルスが検出され、我が国でも本事例の感染症サーベイランスおよび積極的疫学調査を実施している。5 月 19 日時点で累積件数は 24 件、このほか、現在、地方衛生研究所において 7 検体の精密検査中である。

＜サル痘＞

2022 年 5 月以降、欧州・北米で疑い例が報告。これを受け厚労省より 5 月 20 日付事務連絡において、疑い例があれば保健所への相談・届出を求めるなど、対応について示された。

閉会にあたり、谷口府医副会長より、診療・検査医療機関、宿泊施設への出務など、会員各位の多大なご協力に感謝の意を表するとともに、陽性者数が高止まりの状況が続く中、重症者、死亡者が出ないように、高齢者と基礎疾患のある方への 4 回目接種について協力を依頼した。

第 48 回京都医学会(ハイブリッド開催)の 演題募集について

府医では、生涯教育と会員相互の交流をはかる場として、「京都医学会」を毎年開催しており、昭和 50 年の第 1 回医学会開催以来、今年で 48 回目を迎えます。

新型コロナウイルス感染症の影響が不透明なことをふまえ、会場での発表と WEB 配信を併用したハイブリッド形式にて開催いたします。会員各位の積極的なご参加と一般演題・初期研修医セッション(午前の部)へのご応募をお願いいたします。

演題応募は、例年どおり WEB 上 (<https://kyotoigakukai.jp>) にて、幅広いテーマから演題を受け付けます。

※詳細は、京都医報 5 月 15 日号(本誌)付録をご覧ください。



記

会 期 令和 4 年 9 月 25 日(日) 午前 9 時(予定) LIVE 配信
9 月 26 日(月) ~ 10 月 30 日(日) アーカイブ配信

と ころ 京都府医師会館 + Web 配信 (ハイブリッド形式)

プログラム

【午前の部】◇一般演題・初期研修医セッション

【午後の部】◇特別講演

「コロナ禍をふまえた地域医療構想(仮)」

演者/産業医科大学 公衆衛生学 教授 松田 晋哉 氏

座長/京都府医師会 副会長 北川 靖

◇シンポジウム

「コロナ禍で医療提供体制はどう変わったか?(仮)」

総括者/京都府医師会 副会長 谷口 洋子

シンポジスト/京都府病院協会 会長 辰巳 哲也 氏

たなか往診クリニック 院長 田中 誠 氏

京都府医師会 理事 武田 貞子

- ◆ 発表は、Zoom を利用して Web 参加の視聴者へ配信します。
- ◆ 発表者は、原則、府医会館で発表いただきます。やむを得ない場合は、会場以外の場所から発表スライドを共有いただきリアルタイムで発表いただくことも可能です。
- ◆ 演題の応募締め切りは 7 月 1 日(金) です。
- ◆ 演題採択については学術・生涯教育委員会で決定後通知いたします。(7 月下旬頃)
- ◆ 発表用データは、プログラム進行の関係上、事前に府医でお預かりします。データ提出は、後日、発表者にお知らせする発表データ アップロード専用 URL にアクセスして 9 月 20 日(火) までにお送りください。

お問い合わせは京都府医師会 学術生涯研修課まで

TEL 075-354-6104 FAX 075-354-6074

△報告ならびに協議事項

1. 庶務関係連絡事項について

4月からの新年度にあたり、地区医役員に異動があった場合の府医への連絡や、各種委員会委員の推薦への協力、会員の入退会手続きに関するお願いなど、地区医会長への連絡依頼事項について各地区に協力を依頼した。

2. 最近の中央情勢について

3月下旬から4月中旬にかけての社会・医療保険状況について、◆府医は臨時代議員会で、公的医療保険の適用にあたっては厚生労働省内での医学的審議内容を最優先にすべきであるとの決議を取りまとめ、「有効性と安全性が科学的に確認されたもののみが公的保険に導入されるべき」だと主張し、初診からのオンライン診療やリフィル処方に懸念を示した。◆厚生労働省は社会保障審議会・医療部会で、オンライン診療を含めた「遠隔医療」について、さらに推進するための基本方針を2022年度中に新たに作成する方針を示した。◆財務省は財政制度等審議会・財政制度分科会で、新型コロナウイルスの影響を踏まえた医療機関の減収補填について、コロナ前と同水準の診療報酬を支払うなどの手法を導入し、医療機関や地域ごとの点数・単価の違いを認めるべきだとの姿勢を示した。◆厚生労働省保険局医療課は、2022年度診療報酬改定に関する事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その4）」を発出し、外来感染対策向上加算、感染対策向上加算の届け出で「要しない」としている「実績」の詳細を明示した。◆自民党の社会保障制度調査会・デジタル社会推進本部「健康・医療情報システム推進合同プロジェクトチーム」は、診療報酬請求事務の効率化についてヒアリングした結果、改定内容の決定から施行までの準備期間が短いと負担が大きいとの指

摘があり、出席議員からは改定の施行時期や頻度を検討すべきだ等の意見が出た。—といった話題を中心に説明した。

3. 学術講演会の今後の予定について

5月に予定している府医学術講演会を紹介し、参加を呼びかけた。

4. 「第31回日本医学会総会2023 東京」早期事前参加登録について

標記総会について、例年とは異なりWebも併用したハイブリッド開催となることを報告。

参加申し込みについては、WEBからの申し込みを勧めるとともに、今回から参加登録料において団体登録割引が適用されることを紹介した。なお、参加登録料がかかるため、府医での取りまとめの予定はないとした。

【会期】

〔学術集会〕2023年4月21日(金)～23日(日)

〔学術展示〕2023年4月20日(木)～23日(日)

〔博覧会〕2023年4月15日(土)～23日(日)

【会場】

東京国際フォーラムおよび丸の内・有楽町エリア

【URL】

<https://isoukai2023.jp>

△地区からの協議事項

1. 医療機関名称ガイドラインの機能不全について

医療機関名称について、京都府・京都市・府医・京都府歯科医師会で協議の上、平成23年に「医療機関（病院、診療所）の名称ガイドライン」（以降、ガイドライン）を作成したものの、ガイドラ

インに沿わない医療機関名称が散見される現状があると指摘し、下記の問題点を挙げた。

- ① 法的拘束力がないため、行政では書類上の瑕疵が無ければ受理せざるを得ない。
- ② 行政担当者の異動により、引継ぎがなされないというガイドラインの周知が不十分となる。
- ③ 法人の事務所が京都府外にある場合、管轄する都道府県において定款変更がなされた後で京都府に開設許可申請書が提出されるため、名称変更を申し入れることが困難。

指定医療機関の指定・更新などを検討する「近畿地方社会保険医療協議会」において、府医から改善を求めているものの、保健所で開設届が受理された後の保険医療機関の指定申請になるので、近畿厚生局では覆せないと判断されていると報告した。

また、行政の届け出を終えた後に地区医に入会を希望される場合もあり、看板や広告等作成済みのため、費用的にも名称変更を再検討いただくのが難しいケースもあるとし、名称だけを理由に入会を拒否するのではなく、入会していただくことで、地域の実情への理解を得るという苦渋の決断をしている地区の現状に理解を示しつつ、府医としても行政への申し入れやガイドラインの周知徹底に取り組む意向を示した。

保健所等の行政機関へのアプローチについては、以前から定期的に京都市へ申し入れているものの、法的に問題ないことから改善に取り組んでもらえなかったと報告し、全国レベルに合わせるためにガイドラインの見直しも視野に入れる必要があるとの見解を示した。

2. 医薬品安定供給の体制についての問題について

今回の医薬品の供給不足は、2020年の後発医薬品大手メーカーの不祥事を発端に各社で次々と問題が発覚し、多くの後発医薬品が出荷停止等に陥るとともに、先発品も出荷調整が行われたことに起因していると説明。患者に対して処方薬変更の対応に追われる等、医療機関への影響も大きく、解消には時間を要するとの見通しを示した。

3月末に行われた日医の代議員会でも、複数の県からこの問題について発言があり、日医は供給停止や出荷控えとなっている医薬品の供給再開・増産に向けて、さらに国や製薬業界に対応を強く求めていく意向を示していると報告。また、日本製薬団体連合会、日本製薬工業協会からは、日医からの要望内容を各社に周知徹底し、製薬企業各社の使命である安定供給確保に向けた最大限の対応を実施・継続し、供給不安の早期解消を目指す意向が示されていることを紹介した（詳細は京都医報4月15日号保険だより参照）。

府医としても、国および企業の取組みを引き続き注視し、情報提供を行っていくとした。

3. リフィル処方箋の問題について

3月の府医代議員会でもリフィル処方箋は、その導入過程において安全性よりも利便性が優先されていることから府医として反対であるとの考えを示したと説明。

この制度は中医協でも議論なく、大臣折衝で決定されたものであるが、その背景には医療費削減を目論む財務省の意向が大きく反映されていることは明らかであると指摘し、経済効率のみを優先する外部の会議体からの要求が中医協での科学的根拠に基づく議論のないまま導入決定されており、安全性等が十分に考慮されていないとして、強く改善を求めていくとした。

また、薬局の薬剤師が薬学的にリフィル処方が不適切と判断した場合は、速やかに処方した医師に確認した上で、患者に受診を促すことができるようになっているが、「不適切」の判断基準が不明瞭であり、責任も大きいと、現場の薬剤師もリフィル処方箋を歓迎していないのではないかと指摘した。今後、どの程度リフィル処方箋が活用されているのか調査した上で、国へ改善を求めていく考えを示した。

国が政策について議論する際、医師会等の関係団体にヒアリングした上で決定されるが、今回のリフィル処方箋においては医師会の意見が無視されていると指摘し、医政活動の重要性を改めて強調し、協力を呼びかけた。

コロナ禍でも何かプラスになることを

国立病院機構 舞鶴医療センター 眼科部長
酒井 克之

府医の皆様、初めまして。昨年より勤務医部会の幹事を仰せつかりました酒井といいます。突然院長先生より指名されたときは、医師会のことなど全く分からず大変戸惑いました。しかし初めてのことに飛び込んでこそ知ることもあると、微力ながらお手伝いをさせていただいております。

府医へは何度かオンラインで勤務医部会に参加させていただいた後に、この京都医報への執筆を依頼されました。勤務医通信の内容は自由に書いてください、とのことでしたので雑感を書きたいと思っています。

2020年以降はどこでもそうだと思いますが、ただひたすらコロナ対応でした。現場でのサージカルマスク不足から始まり、飲食をともなう懇親会の消滅、熱発患者への外来対応、院内各部門の当番制による病院玄関での検温などはもう懐かしささえ感じます。玄関にサーマルカメラが配置された頃には、もう大分とコロナが日常になりつつあった頃でしょうか。

眼科の全国学会や地区医の学術講演会も2020年の前半は会の開催自体がほとんどなくなりました。しかし後半から2021年にかけてはオンライン配信システムを使用した非対面の講演会が再開されはじめました。その後は現地で集合して会合を行い、それを同時もしくは後日にオンライン配信するというハイブリッ

ド開催方式が行われるようになり、最近ではこの方式がほぼ主流となっている感があります。私はこのようにハイブリッドで学会・講演会が開催されることを大変歓迎しています。

舞鶴市は鉄道や高速道路が整備されており、陸の孤島と言われるような僻地ではありません。それでも京都市内に出るのに2時間、東京なら半日以上かかってしまいます。自宅や院内のパソコンから気軽に学会や講演会にアクセスできることは、一度体験してしまうともう戻れない便利さです。そして時間の余裕があるときには現地参加で直接同業者に会い、立ち話で手術や診療の雑談をする（臨床医はそういう Tips が日々の診療に役立ったりすることがありますよね）、そのどちらかを自分で選択できることは大変贅沢なことです。今後もハイブリッド開催を継続してほしいし、コロナ禍が終息しても学会や講演会はそうあってほしいと考えています。

ハイブリッド開催方式はコロナ禍がなければおそらく2022年には主流とはなっておらず、もっと先の時代に導入されるものであったと思います。コロナによって図らずも時代を先取りした感じでしょうか。

コロナ対応は我々医療者を散々に痛めつけました。これだけだと後で振り返ってみると「あの頃はしんどかったねえ、辛かったねえ」で終わってしまいます。

まさに“やられ損”です。しかしやられてばかりではなく、これからコロナ禍でも何かプラスになることが出てくるのを期待するのは楽観的に過ぎるでしょうか。

最後になりましたが医師会に参加してまだ1年足らずの若輩者のため行き届かない点もあるかと存じますが、精一杯努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

Information

病 院 名 国立病院機構 舞鶴医療センター
住 所 京都府舞鶴市字行永 2410 番地
電話番号 0773-62-2680
ホームページ <https://maizuru.hosp.go.jp/>

子育て サポート センター

京都府医師会では、京都府内で働いている医師を対象に、お子さまの一時預かりサービスを行っております。医師会館内の保育ルームにて専属保育士がお子さまをお預かりいたします。

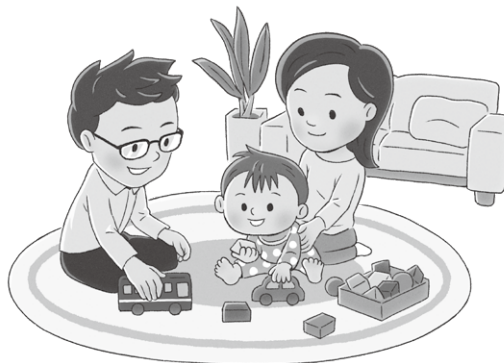
子育てサポートセンターのホームページから、WEBにて利用予約が可能です。

また、新規登録された方やお知り合いをご紹介してくださった方へ体験保育（4時間まで保育無料）も実施しておりますので、是非子育てサポートセンターをご利用ください。



詳細はホームページをご覧ください。

◀ <https://kosapo.jp/>



医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

各医療機関におかれましては、万が一、対象となる死亡事案が発生した際には、適切な対応をお願いするとともに、京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（窓口：府医）にご相談ください。

医療事故調査・支援センター（一社）日本医療安全調査機構

- 医療事故 相談専用ダイヤル 03-3434-1110
- 対応時間 午前7時～午後11時
- URL <http://www.medsafe.or.jp/>

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（一社）京都府医師会 医療安全課

- 専用電話 075-354-6355
- 対応日時 平日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後12時
（※休日・夜間については、医療事故調査・支援センターで対応）
- メールアドレス jikocho@kyoto.med.or.jp
- URL <https://www.kyoto.med.or.jp/ma/>
- 相談内容 ①制度概要に関する相談
②事故判断への相談
③院内事故調査への技術的支援
(1)外部委員の派遣 (2)報告書作成支援 (3)解剖・Ai 実施支援

京都府医師会医療事故調査支援団体連絡協議会 動画配信のご案内

協議会のWEBサイトにて、以下の動画を配信しています。

医療事故調査制度における疑問にお答えする形で、これまでに寄せられた質問を中心に、京都府医師会：松村由美理事が疑問にお答えします。是非、ご覧ください。



■ 内 容

1. 対象事案かどうかの判断について
 - (1) 医療事故調査制度が検討されたきっかけ
 - (2) “予期しない患者死亡事案”への2つの対応
 - (3) 米国 ベン・コルブ君(7歳)死亡事例(1995年)
2. 事故発生時に対処しなければならない内容は
3. センターへの報告はどうすればよいか
4. センター報告後の自院での動きは
 - (1) 調査報告書（案）前半部分を準備する
5. 院内事故調査委員会の運営について
6. 調査報告書の作成について
7. ご遺族への調査結果説明について
8. その他
9. 他の医療機関はどうやって取組んでいるのだろうか？

京都医学史研究会

医学史コーナー

醫の歴史

— 医師と医学 その37 —

○近大明治期の医療

野口英世 その4

英世の黄熱病とその最期

野口英世 (1876 ~ 1928) は女に好かれない、どケチで自分第一主義の男であるから好かれるはずがない。また身長 152cm という小男であったから肉体的コンプレックスが強かった (筆者も超小柄であるから他人事ではない)、英世自ら小男と名乗り、風采が上^{ふうさい}がらぬと自認している。さらに生家、福島猪苗代町の野口家は極貧であった。家の入口に筵^{むしろ}をぶら下げ、屋内に畳はなく筵^{くつがえ}が置かれていた。しかし、これらの負の環境を覆す気迫と気概を英世は持っていた。小学校・高等小学校を主席で通し、以降、英世の非凡な能力を認める町の篤志家によって医学の道に進めたのである。とりわけ高等小学校の恩師小林栄 (1860 ~ 1940)、わずか7歳年長の歯科医血脇守之助 (1870 ~ 1947) は生涯物心両面の援助を続けた。それと渡米の切っ掛けとなったペンシルヴァニア大学医学部教授 (後にロックフェラー医学研究所・所長) のフレキシナー博士 (Simon Flexner 1863 ~ 1946) の3人は生涯の恩人であり、彼らの存在なくして英世の栄達^{さかえ}は有り得ないのである。

英世は日本では認められなかった、というより遠ざけられていた。まず第一印象・見栄え^{みばえ}が悪い、第二印象・人品骨柄も良くない、知りあったら即金銭を無心かつ返却の意志なく借り倒す。ところがその酷評、悪行を呑み込む度量を持った人々は何故か英世をあるがままに受け取め、終生支援を惜しまない。その上、大借金までして英世に尽力するのである。勿論貸し主は男、それを知った母や妻は蛇蝎^{だかつ}の如く英世を嫌う。

英世は己の見栄え^{てんびん}と能力を天秤にかけ、医師と

いう職業を選択した。帝大医学部進学は夢のまた夢、貧乏学生でも資格が取得できる道……医術予備校「済生学舎」で学び「医術開業試験・前期後期」を合格した後、「打診法」という臨床試験も不自由な左手を駆使して乗り切り、ついに医師免許を手にしたのである、明治30年 (1897) 10月・英世21歳。取得後3年間、順天堂医院・北星伝染病研究所・助手、横浜海港検疫所・医官補として勤務した。しかし、英世の気は晴れない、検査器具の用意、洗浄では医学の道は程遠い上に己の学歴職歴では将来の展望も暗い。日本に見切りをつけて勇躍アメリカに乗り込む。

明治33年 (1900) 12月5日、片道乗船券1枚を握りしめて日本を出奔^{しゅっぽん}、横浜港から太平洋を横断、サンフランシスコ港に22日着岸。頼るはアメリカ東海岸、フィラデルフィアのフレキシナー教授のもとであるが一方向的に押しかけるのみ。25日クリスマス、ユニオンパシフィック鉄道 (大陸横断鉄道) で西端から東端5日間の旅、暮れも押しつまった12月29日に到着し博士邸に向かった。博士は仰天する、日本来訪の際に案内の通訳を担当した英世と思い出すのに苦労した。追い帰すにしても金無し着替え1枚、「何とか泊めて欲しい、博士の勤務先で働きたい」と言い張る英世の粘りに博士は渋々の渋であるが、宿と働き場所を調達し、果ては面倒をみる羽目になったのである。

— またもやつづく —

(京都医学史研究会 葉山 美知子)

京都医報を スマートフォン、タブレットで 快適に閲覧

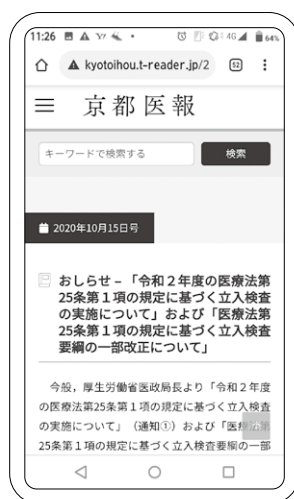
「京都医報」は、印刷物やホームページのほか、スマートフォン、タブレットでも快適に閲覧していただけます。

最新号はもちろんのこと、バックナンバーもすぐに検索可能で、それぞれの端末に合わせてレイアウトが切り替わるレスポンス機能を採用していますので、ストレスなくご覧いただけます。

設定方法、操作方法については以下をご参照いただき、ぜひホーム画面にアイコン設定して毎号ご覧ください。



トップ画面



記事画面

尚、閲覧にはベーシック認証のIDとパスワードが必要です。設定方法、操作方法については下記のQRコードからご確認ください。ログイン用のIDとパスワードは1年間で変更いたします。毎年、京都医報7月15日号にて変更IDとパスワードをお知らせいたしますので、ご確認ください。



閲覧は
こちら



操作方法是
こちら

京都府医師会 会費減免についてのお知らせ

京都府医師会では、傷病、不慮の災害、産前・産後休暇・育児休業、その他特別の事由による、会費減免制度がございます。

詳細については府医・経理課（075-354-6103）までお問い合わせください。



京都府医師婦人会

第 67 回 京都府医師婦人会定時総会報告

京都府医師婦人会副会長 吉田 朋子

令和 4 年 4 月 16 日(土) ホテルオークラ京都「暁雲の間」にて「第 67 回京都府医師婦人会定時総会」が開催されました。

稲田英子会長の挨拶に始まり、ご来賓の府医会長の松井道宣様、京都府保険医協会副理事長の福山正紀様よりご祝辞を頂戴いたしました。

続いて稲田会長より執行部、役員の紹介がありました。

また今年度 6 名の会員の方がご逝去され、全員で黙とうをいたしました。

そして稲田会長より次期会長の森岡香朱様をご紹介され、登壇した森岡香朱新会長より就任の挨拶がありました。

引続き、森岡香朱新会長より今年度より新議長となられた森本博子様はじめ、新執行部ならびに新理事・役員の紹介がされました。

議事に入り、まず森本博子議長により定足数の確認(会員総数 347 名、総会出席者 54 名、委任状 238 名)が行われ、定足数を満たし総会が成立することが確認されました。令和 3

年度事業報告(企画・広報)、会計決算報告、会計監査報告はすべて承認されました。続いて令和 4 年度事業計画案(企画・広報)、会計予算案も承認されました。

最後に鍵本裕子副会長の閉会の挨拶にて無事に総会は終了いたしました。

総会のあとは、笛奏者の森田梅泉さんのコンサートを開催いたしました。

森田梅泉さんは縄文の笛から篠笛などの和笛の奏者で、2007 年以来、八坂神社、出雲大社や石清水八幡宮などで演奏活動をされている、心に響く笛の音を奏でる方です。着物や帯で作られた雅びやかなドレスに身を包んで演奏される、流れるような笛の音の穏やかで華やかな音色に、会員の皆様の心は癒され、優雅なひと時を過ごすことができました。

なお、今回の総会では「ウクライナ国民への医療支援のための募金箱」が用意され、会員からの募金は公益社団法人日本医師会に寄付をさせていただきました。謹んでご報告申し上げます。



救急蘇生訓練人形等の貸出について

府医では、地区医・京都市消防局・京都府各消防本部の協力により、救急蘇生訓練の啓発を推進しております。

下記の救急蘇生訓練人形等について、医療機関内または地域での救急講習会等で会員の皆様にご利用いただきたく存じますので、貸し出しご希望の方は、事前に府医地域医療一課救急係（TEL 075-354-6109）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

・救急蘇生訓練人形（成人用）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	3体
・救急蘇生訓練人形（小児用）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	2体
・救急蘇生訓練人形（乳児用）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	2体
・救急蘇生訓練人形（成人用上半身）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	5体
・気道管理トレーナー	1台
・AED（自動体外式除細動器）トレーニングユニット〔訓練用〕	2台

広報誌『Be Well』のバックナンバー紹介

ご好評をいただいております府医発行の府民・市民向け広報誌『Be Well』につきましては現在 97 号まで発行しております。

右記のバックナンバーにつきましては在庫がございますので必要な方は

府医：総務課
(TEL 075-354-6102)

までご連絡ください。

28号▶子どもの発熱	79号▶肝炎・肝がん
38号▶エイズ患者・HIV感染者 今のままでは増え続けます	80号▶難聴
41号▶食育―生涯を通して、健康で 豊かな生活を送るために―	81号▶爪のトラブル（巻き爪・爪 白癬）
42号▶男性の更年期障害	82号▶脳卒中
47号▶一酸化炭素中毒	83号▶大人の便秘症
54号▶子宮がん	84号▶熱中症
55号▶ヒブワクチンと小児用肺炎 球菌ワクチン	85号▶毒虫
65号▶感染症罹患時の登園（校） 停止基準と登園届	86号▶動脈硬化
69号▶PM2.5と呼吸器疾患	88号▶認知症
70号▶BRCAについて	89号▶CKD（慢性腎臓病）
73号▶不妊症	90号▶急性心筋梗塞
75号▶食中毒の予防	91号▶消化器がんの予防と検診
76号▶RSウイルス感染症、ヒトメ タニューモウイルス感染症	92号▶知っておきたいこの事 実
77号▶性感染症 STI	93号▶白内障
78号▶コンタクトレンズによる目 の障害	94号▶ロコモ
	95号▶子宮頸がん
	96号▶心房細動
	97号▶糖尿病

京都府医師会ホームページを ご利用ください！



府医ホームページでは、府医の活動を会員に迅速に伝達するコンテンツを用意しています。ぜひご活用ください。

府医ホームページURL <https://www.kyoto.med.or.jp/>

■ 京都医報

<https://www.kyoto.med.or.jp/member/report/index.shtml>

■ 府医トレセン

<https://www.kyoto.med.or.jp/tracen/>

■ 府医在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp>

会員向けのページ内「京都医報」は、ページビュー画面での閲覧、検索機能など、より見やすく、より使いやすい機能となっております。ぜひご活用ください。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症情報は、府医ホームページ「新型コロナウイルス関連特設サイト」をご覧ください。



京都府医師会事務局の業務時間について

府医事務局の業務時間は以下のとおりです。

曜 日	業 務 時 間
月 ～ 金	午前9時30分～午後5時30分
土	午前9時30分～午後1時30分 ・第一土曜日は休館日で会館は閉鎖しています。 ・第一土曜日以外の土曜日は会議等の終了時（おおむね午後5時頃）までは、事務局当番がいます。
日 ・ 祝	休館日

※駐車場に限りがありますので、ご来館時にはなるべく公共交通機関をご利用ください。特に土曜日午後は急病診療所の診療時間内でもあり、多くの患者の来館が見込まれますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※会館駐車場をご利用の際は、駐車券を3階事務局までお持ちください。割引処理をいたしますが、割引後も有料となりますのでご注意ください。

会 員 消 息

(3/17, 3/24 定例理事会承認分)

入 会

氏 名	会 員 区 分	地 区	医 療 機 関	診 療 科 目
高橋 宏和	A	宇 久	城陽市枇杷庄鹿背田 72 トライアングルプラザ 富野荘駅前 千原眼科	眼
小林 玲央	B 2	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	消内
宮本 雄気	B 2	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	救急

退 会

氏 名	会 員 区 分	地 区	氏 名	会 員 区 分	地 区	氏 名	会 員 区 分	地 区
山田 親久	B 1	中 西	福井 勝也	B 1	乙 訓	黄 莉媛	B 2	京 大

訃 報

窪田 武昭氏／地区：下西・第 10 班／1 月 30 日ご逝去／93 歳
 藤田 邦浩氏／地区：京都北・紫竹班／3 月 6 日ご逝去／79 歳
 福原 宏一氏／地区：西京・洛西南班／3 月 10 日ご逝去／75 歳
 謹んでお悔やみ申し上げます。

第44回 定例理事会 (3月17日)

報 告

1. 会員の逝去
2. 亀岡市医師会, 船井医師会, 下京東部医師会, 綾部医師会, 中京東部医師会, 西京医師会との懇談会の状況
3. 令和3年度第3回京都在宅医療戦略会議の状況
4. 第7回京都小児在宅医療実技講習会の状況
5. 第4回感染症対策委員会の状況
6. 第3回乳がん検診委員会および地区乳がん検診担当者連絡会の状況
7. 第3回特定健康診査委員会の状況
8. 第2回臨床検査精度管理特別委員会の状況
9. 3月度学術・会員業務担当部会の状況
10. 第9回医事紛争相談室の状況
11. 看護専門学校の人事の状況

議 事

12. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決
13. 会員の入会・退会7件を可決
14. 常任委員会の開催を可決
15. 事務職員の退職を可決
16. 事務職員の採用を可決
17. 第207回臨時時代議員会決議(案)を可決
18. 府医災害医療チームに係る傷害保険の加入を可決
19. 新型コロナウイルス感染症在宅療養における妊婦の医療体制構築に関する協定の延長を可決
20. 令和4年度の妊婦健康診査等における公費助成単価の改定を可決
21. 地区医「健康教室・健康づくり事業」の認定を可決
22. 京都市急病診療所に関する委託契約を可決
23. 急病診療所コピー複合機のリース契約を可決
24. 学術講演会への共催および日医生涯教育講座の認定を可決
25. 第24回府医生涯教育セミナーの開催を可決
26. 山脇東洋舘臓記念碑建立46周年行事の実施を可決
27. 令和4年度都道府県医勤務医担当理事連絡協議会への出席を可決
28. 第10回医事紛争相談室の開催を可決
29. 看護専門学校就業規則等の改正を可決
30. 看護専門学校専任教員の定年退職ならびに退職給付金の支給を可決
31. 看護専門学校専任教員の退職ならびに退職給付金の支給を可決
32. 看護専門学校専任教員の定年後再雇用を可決
33. ウクライナ国民への医療支援を可決

第45回 定例理事会 (3月24日)

報 告

1. 左京医師会、綴喜医師会、京都大学医師会、山科医師会、舞鶴医師会との懇談会の状況
2. 府医第207回臨時時代議員会の状況
3. ワークライフバランス塾 in 京都～理想の医師生活を送る！未来輝くプロジェクト～の状況
4. 第3回医師のワークライフバランス委員会の状況
5. 第3回広報委員会の状況
6. 第4回地域ケア委員会の状況
7. <京都地域包括ケア推進機構>令和3年度看取り対策プロジェクト看取り対策協議会の状況
8. 第3回学校保健委員会の状況
9. 第6回救急・災害委員会の状況
10. 2021年度第2回学校運営会議の状況
11. 日医理事会の状況

議 事

12. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決
13. 会員の入会2件を可決
14. 常任委員会の開催を可決
15. 事務職員の退職を可決
16. 2022年度府医会費減免申請を可決
17. 令和4年度第1回認知症サポート医連絡会の開催を可決
18. 救急告示医療機関の指定申請を可決
19. 救急告示病院視察日程を可決
20. 日医かかりつけ医機能研修制度における認定証の発行を可決
21. 令和4年大阪府専任教員養成講習会への参加を可決

「京都府医師会・会員メーリングリスト」にご登録ください

府医では、会員の先生方の迅速な意見交換、情報交換の場として「府医・会員メーリングリスト」を運用しております。

Gmail と PC アドレスなどを複数ご登録いただくことも可能です。すでにご登録いただいている会員の先生方も、スマホやタブレットなどでご確認いただくために、登録アドレスを見直しませんか。下記登録方法にてお申し込みください。

『京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-kiyaku.pdf>

『京都府医師会・会員メーリングリスト運用ガイドライン』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-unyougaido.pdf>

登録方法

以下の申込先フォーム URL よりご登録をお願いいたします。

アドレスは2つまでご登録いただけます。

(パソコン) <https://ssl.formman.com/form/pc/JpJfpmjNSAt4OKE3/>

(携帯) <https://ssl.formman.com/form/i/JpJfpmjNSAt4OKE3/>



上記の方法によりご登録できない場合は、FAX でのお申し込みを受け付けます。

必要事項 (①地区医師会名 ②医療機関名 ③氏名 ④メールアドレス) をご記入の上、総務課 (FAX : 075-354-6074) まで送信してください。

※お申し込みいただいた会員の先生方には、府医事務局においてアドレスを登録します。

～ 7 月度請求書 (6 月診療分) 提出期限 ～

▷基金 10日(日) 午後5時30分まで

▷国保 10日(日) 午後5時まで

▷労災 11日(月) 午後5時まで

☆オンライン請求は10日(日)

☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。

☆保険だより3月15日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

保険だより**— 必 読 —**

ニコチン依存症管理料の取り扱いについて 提出期限は 7 月 1 日 (金) / 届出漏れにご注意を！

ニコチン依存症管理料を届出している医療機関においては、下記の対応が必要となります。対象医療機関には、5 月下旬頃に近畿厚生局京都事務所から文書が送付されていますので、併せてご参照ください。

記

1. 昨年度 (令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の間) に新規にニコチン依存症管理料の届出を行った医療機関

7 月 1 日 (金) までに以下の届出が必要です。当該届出をしなかった場合、令和 4 年 7 月 1 日以降、ニコチン依存症管理料は算定できなくなりますのでご注意ください。

2. 上記 1. 以外の医療機関

令和 3 年 3 月 31 日以前からニコチン依存症管理料の届出を行っている医療機関で、令和 3 年度の実績 (下記 (1)) により、令和 4 年 7 月 1 日以降に算定するニコチン依存症管理料の算定点数が変更となる医療機関は、以下の届出が必要です。

なお、算定する点数が変更とならない場合、届出は不要です。

◆ニコチン依存症管理料の実績要件に係る届出について

(1) 平均継続回数の実績要件 (概要)

ニコチン依存症管理料を算定した患者の指導に関する前年度 (令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間) の平均継続回数に基づき、所定点数が異なります。

- 令和 4 年 7 月 1 日以降のニコチン依存症管理料の算定点数
(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの実績により判断)
- 平均継続回数が 2 回以上 → 所定点数の 100 分の 100
 - 平均継続回数が 2 回未満 → 所定点数の 100 分の 70
 - ニコチン依存症管理料の算定実績なし → 所定点数の 100 分の 100

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

上記平均継続回数の実績要件も臨時的な取扱いの対象となります。詳細については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 26)」をご確認ください。

- 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の期間において
- ① 平均継続回数が 2 回以上 → 臨時的な取扱いの対象とする必要はありません。
 - ② 平均継続回数が 2 回未満 → 臨時的な取扱い (その 26) の 1 の (2) に該当する期間を除外して平均継続回数を算出してください。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 26)
(<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/000160141.pdf>)

(3) 提出書類

特掲診療料の施設基準の「別添 2」および「様式 8」(次ページ以降参照)

7 月度請求書 (6 月診療分)

提出期限

- ▷ 基金 10 日 (日)
午後 5 時 30 分まで
- ▷ 国保 10 日 (日)
午後 5 時まで
- ▷ 労災 11 日 (月)
午後 5 時まで

※オンライン請求は 10 日 (日)

- ☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。
- ☆保険だより 3 月 15 日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

(4) 提出先 (郵送)

近畿厚生局京都事務所 (〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 りそな京都ビル5階)

(5) 提出期限

令和4年7月1日(金) [必着]

(6) 留意事項

- ・今回届出を行った場合であっても、「施設基準にかかる定例報告」(7月1日時点における施設基準の届出状況の報告を求めるもの)は必要となります。定例報告については、7月上旬に近畿厚生局より別途案内される予定です。

＜届出様式＞

③ が2回未満の場合※2以降も記載してください。(0回の場合を除く。)

※2 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)の1の(2)に該当する期間に係る算定回数を除外して算出した平均継続回数

ニコチン依存症管理料1のイ及び2の初回の治療の一年間の算定回数	④	回
(①で算出した回数から下記アからオの期間に係る算定回数を除外)		
ニコチン依存症管理料1及び2の一年間の延べ算定回数又は指導回数	⑤	回
(②で算出した回数から下記アからオの期間に係る算定回数を除外)		
・治療の平均継続回数=⑤/④		回

臨時的な取扱い(その26)の1の(2)に該当する期間とは以下のとおりです。
なお、ア～オに該当する期間については、該当期間を含む月単位で算出ください。

ア 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れていた期間
イ アに該当する医療機関等に職員を派遣していた期間
ウ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった期間
エ 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍していた期間
オ 全国いずれかに緊急事態宣言が発出されていた期間若しくは京都府下にまん延防止等重点措置が発出されていた期間
(令和3年4月から9月、令和4年1月から3月)

6 情報通信機器を用いた診療を行う体制(次の事項を満たしている場合に○をつけること。)

厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有する	□
---	---

【記載上の注意】

1 「5」について、実績のない保険医療機関が新規で届け出る場合、届出時点においては記載不要だが、過去1年間における実績ができ、引き続き算定する場合は、「5」を記載し再度届出を行う必要がある。

2 実績期間は、前年4月1日から当年3月31日までの期間とする。ただし、新規の届出を年度途中でを行う場合は、当該届出により算定を開始した月から翌3月までの期間における実績をもって、翌年度7月以降に算定する所定点数を判断する。

3 令和2年3月31日時点で、ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出を行っている医療機関が、情報通信機器を用いた診療を行う体制について届出を行う場合は、「6」のみを記載して届出を行っても差し支えない。

4 「6」について、情報通信機器を用いた診療を行わない医療機関は、記載不要である。

様式 8

※ 5のみ記載ください。

ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1 禁煙治療を担当する医師(禁煙治療の経験を有する医師が1名以上いること。)

氏名	禁煙治療の経験
	有 ・ 無
	有 ・ 無

2 専任の看護師又は准看護師(1名以上いること。)

氏名	

3 当該保険医療機関に備えている呼気一酸化炭素濃度測定器の名称及び台数

機種名	メーカー名	台数
		台
		台
		台

4 その他(次の事項を満たしている場合に○をつけること。)

ア 禁煙治療を行っている旨の院内掲示をしている。
イ 敷地内に禁煙である。なお、保険医療機関が建築物の一部を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。

5 実績等 (※1実績がない場合は欄に『0』と記載ください。)

ニコチン依存症管理料1のイ及び2の初回の治療の一年間の算定回数(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間)	①	回
ニコチン依存症管理料1及び2の一年間の延べ算定回数又は指導回数 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までの一年間における初回から5回目までの治療を含む)	②	回
・①及び②に係る期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
・治療の平均継続回数=②/①	③	回

(裏面に続く)

1. 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に新規に
ニコチン依存症管理料の届出を行った医療機関

別添2

新規届出機関宛て

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	届 出 番 号	※記載不要
連絡先 担当者氏名： 電話 番 号：		
（届出事項） 【ニコチン依存症管理料（実績）】の施設基準に係る届出 ☐ 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 ☐ 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 ☐ 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づき検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 ☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 構記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 令和 年 月 日 保険医療機関・保険薬局の所在地 及び名称 開設者名 近畿厚生局長 殿 備考1 []欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「し」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。		

2. 令和3年度の実績により、令和4年7月1日以降に算定する
ニコチン依存症管理料の算定点数が変更となる既届出医療機関

別添2

既届出機関宛て

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	届 出 番 号	※記載不要
連絡先 担当者氏名： 電話 番 号：		
（届出事項） 【ニコチン依存症管理料（実績）】の施設基準に係る届出 （いずれかに○）令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間で ・治療平均継続回数2回以上のため 70%→100%に変更 ・治療平均継続回数2回未満のため 100%→70%に変更 ・ニコチン依存症管理料の算定要領なし 70%→100%に変更 ☐ 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 ☐ 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 ☐ 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づき検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 ☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 構記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 令和 年 月 日 保険医療機関・保険薬局の所在地 及び名称 開設者名 近畿厚生局長 殿 備考1 []欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「し」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。		

エムガルティ皮下注 120mg オートインジェクターおよび 同皮下注 120mg シリンジの在宅自己注射について

保険医が投与することができる注射薬については、揭示事項等告示第 10 第 1 号に定められていますが、4 月 13 日の中医協総会にて、「片頭痛発作の発症抑制」を効能・効果とするガルカネズマブ製剤（銘柄名：エムガルティ皮下注 120mg オートインジェクター及び同皮下注 120mg シリンジ）を在宅自己注射指導管理料の対象薬剤として追加することが了承されました。これを受けて揭示事項等告示および特掲診療料の施設基準等が一部改正され、本件に関する留意事項が示され、当該製剤が「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされましたので、お知らせします。

記

▷ 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

エムガルティ皮下注 120mg オートインジェクター及び同皮下注 120mg シリンジ

- ① 本製剤はガルカネズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

▷ 「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）

別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

(略)

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

※改正箇所下線部

▷ 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）

第 2 章 特掲診療料

第 2 部 在宅医療

第 3 節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

(略)

、レムデシビル製剤及びガルカネズマブ製剤

(2) ～ (6) (略)

※改正箇所下線部

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正等にもなう診断書様式の改正について

7月1日から

国民年金・厚生年金保険障害認定基準（肢体の障害関係の測定方法）の一部改正については、5月1日号保険だより 25 頁でお知らせしていたところですが、今般、当該認定基準の一部改正にもなう診断書様式「肢体の障害用」の改正、併せて「眼の障害用」、「精神の障害用」の所要の改正について、厚労省年金局より周知依頼がありましたので、お知らせします。

改正箇所は以下のとおりであり、いずれも施行日は令和4年7月1日です。

なお、当分の間は、旧様式による診断書も使用可能とされています。

記

▷診断書様式の改正箇所

【肢体の障害用】

⑮欄

- ・「中手（足）指節間関節（MP）」→「中手（足）指節関節（MP）」に修正

記入上の注意

- ・4（2）「日本足の外科学会」を追加
- ・（関節可動域測定参考図）を全面差し替え

【眼の障害用】

⑩欄

- ・（2）視野（）内注意書きのうち、ゴールドマン型視野計を用いた場合についての記載を修正

【精神の障害用】

診断書裏面 「キ 福祉サービスの利用状況」欄

- ・「障害者自立支援法」⇒「障害者総合支援法」に修正
- ・法令の規定に基づき「共同生活介護」を削除
- ・法令の規定に基づき「在宅介護」⇒「居宅介護」に変更

2022 年度認知症短期集中リハビリテーション研修(医師対象) 【Web による研修】の開催について

今般、公益社団法人全国老人保健施設協会は標記研修を開催し、日本医師会も昨年度に引続き共催することといたしました。当該研修は、認知症の概念、認知症の診断および記憶の訓練等の効果的なリハビリテーションのプログラム等について学ぶものであり、下記のとおり診療報酬および介護報酬の要件として認められています。

- ・「認知症患者リハビリテーション料」の施設基準の一つの「認知症患者のリハビリテーションに関し適切な研修」【診療報酬】
- ・「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」の算定要件の「認知症に対するリハビリテーションに関する研修」【介護報酬】

申込方法等の詳細につきましては、下記をご参照ください。

申 込 期 間	2022 年 5 月 13 日 (金)～6 月 24 日 (金) まで
視聴可能期間	2022 年 7 月 1 日 (金)～2022 年 7 月 31 日 (日) ※期間中は何度でも視聴できるオンデマンド形式（録画された講義を視聴して頂く形式）になります。 ※受講料をご入金頂いてから、原則、1 週間程度で研修受講のための URL をメールで通知いたします。
受 講 料	全老健会員施設の医師：11,000 円 非会員施設の医師：22,000 円（消費税込）
受 講 対 象 者	医師（介護老人保健施設の勤務問わず） ※定員上限なし
申 込 方 法	全老健研修申込サイト http://training.zenroken.net/ からお申込みください。
申 込 み 上 の 注 意	※研修申込みサイトでのお申込みについて、「申込完了」画面が表示されるまでは申込み途中ですので、必ず最後までお進みください。 ※申込みが出来ておらず研修会が受講できない場合、それに伴う一切の責任・損害は負いかねますので、ご了承ください。 ※ご入金後の受講料の返金はできかねますので予めご了承ください。
修了証の発行	全課程を修了された方に修了証を Web にて交付いたします。 なお、全課程を受講されなかった場合、修了証の交付は致しかねますのでご了承ください。
共 催 / 協 力	共催：公益社団法人日本医師会 協力：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
個 人 情 報 の 取 扱 い	お申込みいただいた個人情報については、本研修会の運営のためにのみ利用いたします。
そ の 他	申込期間・視聴可能期間は予告無く、変更（延長）することがあります。
問い合わせ先	公益社団法人全国老人保健施設協会 業務部業務第二課 TEL：03-3432-4165

プログラム

時 間	研修テーマ	講 師
約 60 分	今後の認知症施策の方向性について	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長補佐 医系技官（認知症担当） 中西 亜紀
約 90 分	認知症の診断と非薬物性治療について	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 鳥羽 研二
約 90 分	認知症の理解とケア（Ⅰ）（Ⅱ）	全老健 常務理事 大河内二郎
各 30 分程度 (計 90 分程度)	事例研究 「認知症短期集中リハビリテーションのアセスメントとプログラム」	座長：全老健 常務理事 大河内二郎 演者：せんだんの丘 OT 小野 咲子 清雅苑 OT 西 聡太 大誠苑 OT 入澤 瑞穂, PT 鈴木 海
約 30 分	ディスカッション	

新型コロナウイルス検査に係る Q & A について

◇厚生労働省疑義解釈資料（令和 4 年度診療報酬改定その 9 / 5 月 25 日付）

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問 1 令和 2 年 5 月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 4 年 5 月 25 日付けで薬事承認された「カネカ イムノクロマト SARS-CoV-2 Ag」（株式会社カネカ）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和 4 年 5 月 25 日より保険適用となる。

令和 4 年度労災診療費算定基準の一部改定にともなう 自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の 取り扱いについて

5 月 1 日号京都医報保険だよりにて既報のとおり、健康保険診療報酬点数表等の改定（令和 4 年 4 月 1 日実施）にともない、4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定されています。

これにともない、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取り扱いについても、4 月 1 日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますので、ご注意ください。

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔厚生労働省第二共済組合富山病院所属所〕

保 険 者 番 号	31160088
記 号 番 号	41300646
氏 名	柄 戸 美智代
被 扶 養 者 氏 名	柄 戸 美 那
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	令 4. 5. 13

地域医療部通信

令和 4 年度 第 1 回 JMAT 京都研修会開催のご案内

府医では、災害時医療対策の一環として『JMAT 京都』を立ち上げ、災害医療支援チームの体制構築に取り組んでおります。この度、令和 4 年度第 1 回 JMAT 京都研修会の日程が確定いたしましたので、皆様にご案内いたします。

日医災害医療チーム (JMAT: Japan Medical Association Team) は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地病院・診療所への支援、さらに医療提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎまで、多様かつ広範囲におよぶ日医では定義されております。

本内容については、自地域が被災した場合や医療チームの一員として被災地に出動した場合に適切な災害医療活動が行えるよう、災害医療に関する基本知識を中心に学んでいきたいと考えております。

お申し込みは下記 URL にアクセスいただき、お早めにお申し込みください。

記

1. 開催日時 令和 4 年 7 月 7 日 (木) 午後 2 時～午後 4 時

2. 開催内容

形式 : ビデオ会議ツール「Zoom」ウェビナー機能を利用して開催

テーマ : 「災害医療に関する基本知識」

講演① JMAT に求められる役割

市立福知山病院 小児外科医長・地域救命救急センター 深田 良一 氏

講演② 災害に関する共通理念・言語、災害医療関連制度

京都中部総合医療センター 副院長兼循環器内科部長兼救急部長 計良 夏哉 氏

講演③ 都道府県医師会－郡市区医師会に求められる役割

京都第一赤十字病院 基幹災害医療センター長／京都府医師会理事 高階謙一郎 氏

3. 対象者 京都府医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、その他関係団体会員

4. 申込 こちらの URL にアクセスいただきお申し込みください。

URL : https://www.beedream.co.jp/jmat_kyoto/



5. 締切 令和 4 年 6 月 30 日 (木)

※研修会に参加いただく URL はお申し込みいただきましたアドレス宛に 7 月 4 日より送付させていただきます。

2022 年 7 月 京都市 (乙訓 2 市 1 町) 病院群輪番編成表

太字の病院は小児科の当番病院です。

日	曜	A ブロック		B ブロック		C ブロック		D ブロック	
1	金	バプテスト		泉	谷	京 都 武 田		伏 見 桃 山	
2	土	バプテスト		京 都 桂		京 都 市 立		な ぎ 辻	
③	日	京都下鴨	京都下鴨	シ ミ ズ	洛 ^西 ニュータウン	京都市立	堀 川	むかいじま	医仁会武田
4	月	賀 茂		太 秦		京 都 回 生		医 仁 会 武 田	
5	火	民医連あすかい		民 医 連 中 央		が く さ い		な ぎ 辻	
6	水	京 都 下 鴨		新 河 端		京 都 南		洛 和 会 音 羽	
7	木	バプテスト		千 春 会		十 条		洛 和 会 音 羽	
8	金	西 陣		内 田		原 田		医 仁 会 武 田	
9	土	富 田		京 都 桂		洛 和 会 丸 太 町		金 井	
⑩	日	民医連あすかい	バプテスト	河 端	河 端	京都市立	京都九条	医仁会武田	大 島
11	月	バプテスト		西 京 都		武 田		京 都 久 野	
12	火	室 町		民 医 連 中 央		武 田		共 和	
13	水	洛 陽		泉 谷		明 石		洛 和 会 音 羽	
14	木	大 原 記 念		三 菱 京 都		吉 川		医 仁 会 武 田	
15	金	バプテスト		洛 西 シ ミ ズ		吉 祥 院		蘇 生 会	
16	土	京都からすま		向 日 回 生		十 条		洛 和 会 音 羽	
⑰	日	賀 茂	バプテスト	長 岡 京	京 都 桂	京都市立	堀 川	伏見桃山	大 島
⑱	月	バプテスト	バプテスト	シ ミ ズ	洛 ^西 ニュータウン	京都回生	新京都南	むかいじま	医仁会武田
19	火	京 都 博 愛 会		民 医 連 中 央		相 馬		医 仁 会 武 田	
20	水	愛 寿 会 同 仁		太 秦		が く さ い		洛 和 会 音 羽	
21	木	バプテスト		新 河 端		京 都 武 田		共 和	
22	金	バプテスト		内 田		原 田		医 仁 会 武 田	
23	土	賀 茂		向 日 回 生		洛 和 会 丸 太 町		洛 和 会 音 羽	
②④	日	愛寿会同仁	愛寿会同仁	長 岡 京	三 菱 京 都	京都市立	京都九条	愛生会山科	蘇 生 会
25	月	バプテスト		西 京 都		武 田		京 都 久 野	
26	火	民医連あすかい		洛 西 シ ミ ズ		武 田		洛 和 会 音 羽	
27	水	京 都 下 鴨		千 春 会		相 馬		洛 和 会 音 羽	
28	木	西 陣		民 医 連 中 央		が く さ い		医 仁 会 武 田	
29	金	バプテスト		京 都 桂		明 石		愛 生 会 山 科	
30	土	富 田		シ ミ ズ		京 都 市 立		金 井	
③①	日	京都博愛会	バプテスト	河 端	洛 ^西 ニュータウン	京都市立	堀 川	医仁会武田	伏見桃山

病院群輪番協力医療機関一覧 (五十音順)

A ブ ロ ッ ク		B ブ ロ ッ ク		C ブ ロ ッ ク		D ブ ロ ッ ク	
病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号
愛寿会同仁病院	431-3300	泉 谷 病 院	466-0111	明 石 病 院	313-1453	愛生会山科病院	594-2323
賀 茂 病 院	493-3330	太 秦 病 院	871-7711	が く さ い 病 院	754-7111	医仁会武田総合病院	572-6331
京都大原記念病院	744-3121	内 田 病 院	882-6666	吉 祥 院 病 院	672-1331	大 島 病 院	622-0701
京都からすま病院	491-8559	河 端 病 院	861-1131	京都回生病院	311-5121	金 井 病 院	631-1215
京都下鴨病院	781-1158	京 都 桂 病 院	391-5811	京都九条病院	691-7121	京都医療センター	641-9161
京都博愛会病院	781-1131	京都民医連中央病院	861-2220	京都市立病院	311-5311	京 都 久 野 病 院	541-3136
京都民医連あすかい病院	701-6111	済生会京都府病院	955-0111	京 都 武 田 病 院	312-7001	共 和 病 院	573-2122
富 田 病 院	491-3241	シ ミ ズ 病 院	381-5161	京 都 南 病 院	312-7361	蘇生会総合病院	621-3101
西 陣 病 院	461-8800	新 河 端 病 院	954-3136	十条武田リハビリ病院	671-2351	な ぎ 辻 病 院	591-1131
日本バプテスト病院	781-5191	千 春 会 病 院	954-2175	新京都南病院	322-3344	伏見桃山総合病院	621-1111
室 町 病 院	441-5859	長 岡 京 病 院	955-1151	相 馬 病 院	463-4301	むかいじま病院	612-3101
洛 陽 病 院	781-7151	西 京 都 病 院	381-5166	武 田 病 院	361-1351	洛和会音羽病院	593-4111
		三 菱 京 都 病 院	381-2111	原 田 病 院	551-5668		
		向日回生病院	934-6881	堀 川 病 院	441-8181		
		洛西シミズ病院	331-8778	吉 川 病 院	761-0316		
		洛西ニュータウン病院	332-0123	洛和会丸太町病院	801-0351		

〔留意事項〕

- ①病院群の輪番制度は、あくまでも補完的な施策であることから、最終的なよりどころとしてご利用ください。最寄りあるいは知り合いの病院で処理し得る時は、できるだけ処理していただくこと。困ったときのみ利用してください。
- ②当番病院を利用される場合は、必ず事前に当番病院に電話連絡をし、原則として当番病院の医師の了解を得た上で後送してください。さらにできれば、患者に診療情報提供書を持たせてください。
- ③ **〔太字〕** の病院は小児科専用の当番病院で、全域を対象とします。この他は一般(内科, 外科)の後送病院です。
- ④休日・日曜日の当番日に、1ブロックに2つの病院名もしくは同一病院名が左右に分けて書かれておりますが、左側が昼間(8:00～18:00)で右側は夜間(18:00～翌朝 8:00)の当番病院です。
- ⑤当番病院の診療応需時間(原則として)
- ・休 日 ア. 午前 8 時～午後 6 時
イ. 午後 6 時～翌朝午前 8 時
 - ・休日以外 午後 6 時～翌朝午前 8 時
- なお休日とは、日曜日・祝日・振替休日および年末年始(12月29日～1月3日)をいいます。

〔太字〕 の病院は小児科のみの当番病院です (対象＝全域)。ご注意ください。

京 都 府 医 師 会 長・松井 道宣
京 都 府 病 院 協 会 長・辰巳 哲也
京 都 私 立 病 院 協 会 長・清水鴻一郎

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

令和 4 年度 第 1 回「総合診療力向上講座」 (Web 講習会) 開催のご案内

ご案内の「総合診療力向上講座」は、平成 27 年度より開業医、勤務医、高齢者施設等で診療される医師、研修医等、年齢や立場を問わず広く医師の皆様にご参加いただき、在宅医療の現場で活かせる総合的な診療力の向上を目指すことを目的として開催してまいりました。

今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、Zoom を活用しオンラインで Web 講習会として開催いたします。

第 1 回の総合診療力向上講座は、洛和会丸太町病院 救急・総合診療科部長 上田剛士先生に、「救急で知っておくべき皮膚所見」というテーマでご講演いただきます。

在宅医療のみならず臨床の場でも役立つ内容のご講演となっております。

是非、ご参加ください。

第 1 回「総合診療力向上講座」

- | | |
|-----------------------------------|---|
| と き | 令和 4 年 7 月 30 日 (土) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 |
| と ころ | 府医会館より配信 ※ Web 会議システム Zoom を用います。 |
| テ ー マ | 「救急で知っておくべき皮膚所見」 |
| 対 象 | 医師（京都府医師会会員、研修医、勤務医、高齢者施設等で診療される医師等） |
| 講 師 | 洛和会丸太町病院 救急・総合診療科部長 上田 剛士 氏 |
| 参 加 費 | 無料 |
| 申し込み | 申し込み方法は、在宅医療・地域包括ケアサポートセンターホームページ申込みフォームからのみとなります。裏面参照してください。 |
| 締 切 | 研修会の前日までにお申し込みください。 |
| 日医生涯教育カリキュラムコード：1.5 単位
(26：発疹) | |
| 修 了 証 | Zoom の入退室管理により出席を確認した医師に修了証を発行いたします。
なお、開始早々の退出や 30 分未満の参加については終了証の発行はいたしかねますのでご了承ください。※受講確認のため、1 人 1 台の通信端末（PC 等）で参加いただく必要がございます。 |
| 問い合わせ | 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL：075-354-6079 / FAX：075-354-6097 / Mail：zaitaku@kyoto.med.or.jp) |

WEB講習会の為、FAXでのお申し込みはできません

令和4年度 第1回総合診療力向上講座

申込案内

本研修会はインターネット配信「Zoom」を使用して開催いたします。

第1回総合診療力向上講座お申込みフォーム



左記のQRコードをお手持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームのページが表示されます。

または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからもお申し込みできます。

京都 在宅医療

検索

<https://kyoto-zaitaku-med.or.jp/>



**7月29日（金）夕方以降に
「zaitaku@kyoto.med.or.jp」より招待メールを
送信いたします。**

迷惑メールの設定をされている方は、「zaitaku@kyoto.med.or.jp」を迷惑メールの設定から外してください。

メールが届かなかった時は、迷惑メールフォルダに振り分けられていることがありますのでご確認ください。

迷惑フォルダにも無かった場合は、075-354-6079までお問い合わせください。

※本研修会で配信する研修内容の録音・録画行為及び使用された資料の複製・転載を禁止します。

Web研修会に参加したことがない皆様へ

★申し込み
方法が
分らない

★パソコン
苦手...

★インターネットの
繋ぎ方が
分らない

★メール
アドレスを
持っていない

★Zoomって
何だろう...

何でもお気軽にお問い合わせください!!!

その他、ご不明点がございましたら
当センターまでご連絡ください

TEL : 075-354-6079

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

介護保険ニュース

科学的介護情報システム (LIFE) に関する お問い合わせフォームの再開および 今後の対応等について

本紙 5 月 15 日号にて、「科学的介護情報システム (LIFE)」の受託事業者変更にともない、お問い合わせフォームによる受付が一時停止される旨をお知らせしましたが、今般、厚生労働省より、本年 5 月 18 日 (水) 正午より、LIFE ホームページの「お問い合わせフォーム」が再開された旨の事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

また、令和 4 年 5 月以降の LIFE の新規利用登録につきましては、毎月 25 日までに利用申請を行った事業所に対して、翌月 10 日までに LIFE の新規利用登録用の FAX を送信することが予定されているとのことです (作業に遅れが出た場合は LIFE ホームページで公表されます)。

さらに、現在、一部の事業所では過去に LIFE に登録したデータの記録が上書きされるおそれがあることが確認されています。厚生労働省からは、現在確認されている事象や過去の記録が上書きされていた場合の対応等に関する事務連絡が発出されましたので併せてお知らせします。

なお、お問い合わせフォームからの回答が遅れたことにより LIFE へのデータ提出が困難となった場合や、新たに事業所番号を取得する事業所等が LIFE へのデータ提出が可能となるまでの間については、「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.3) (令和 3 年 3 月 26 日)」問 16 における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFE の関係加算を算定することは可能であることを申し添えます。

詳細は、厚生労働省 HP の介護保険最新情報掲載ページ (下記 URL) から各通知をご確認ください。

記

厚生労働省 HP 介護保険最新情報掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html



○令和 4 年 5 月 9 日 介護保険最新情報 vol.1074

「新たに事業所番号を取得する事業所等における科学的 介護情報システム (LIFE) の利用申請等について」(令 4. 5. 9 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

○令和 4 年 5 月 16 日 介護保険最新情報 vol.1076

「科学的介護情報システム (LIFE) に関するお問い合わせフォームの再開及び今後の対応について」(令 4. 5. 16 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

○令和 4 年 5 月 17 日 介護保険最新情報 vol.1077

「科学的介護情報システム (LIFE) における過去の記録の上書きについて」(令 4. 5. 17 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

京都府医師会会員の皆様へ ～ぜひ お問い合わせください～

<中途加入も可能です>

医師賠償責任保険制度(100万円保険)

【医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険】

本保険制度は、日本医師会医師賠償責任保険および特約保険の免責金額である100万円部分の補償ならびに施設に関わる賠償責任をカバーする医療施設賠償責任保険が付帯されたもので、日本医師会医師賠償責任保険制度を補完することを目的として発足いたしました。

加入タイプⅠ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である診療所の開設者個人(A1会員)、医師会会員を理事もしくは管理者として診療所を開設する法人
人格権侵害が補償されます。
(※医療施設賠償責任保険のみ)

加入タイプⅡ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である勤務医師(A2会員)、法人病院の管理者である医師個人

※医療施設賠償責任保険は含みません。

年間保険料

加入タイプⅠ…6,980円・加入タイプⅡ…4,010円ですが、
中途加入の場合は保険料が変わりますので代理店にご連絡ください。

※各タイプの補償内容はパンフレットをご覧ください。

※ご加入者数により、保険料の引き上げ等の変更をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

医師賠償責任保険に個人を被保険者としてご加入の場合、刑事弁護士費用担保特約が付帯されます。

このご案内は、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【契約者】 一般社団法人 京都府医師会

【取扱代理店】 東京海上日動代理店 有限会社 ケーエムエー（京都府医師会出資会社）
〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内
TEL 075-354-6117 FAX 075-354-6497

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都支店営業課
〒600-8570 京都市下京区四条富小路角

2022年3月1日作成 21-TC10097

京都医報 No.2223

発行日 令和4年6月15日

発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6

TEL 075-354-6101

E-mail kma26@kyoto.med.or.jp

ホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp>

発行人 松井 道宣

編集人 飯田 明男

印刷所 株式会社ティ・プラス



発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東栞尾町6 TEL 075-354-6101

発行人 松井道宣 編集人 飯田明男